

③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、前掲図 1-4-2 (p.55) に示すとおり、事業予定地東側において、都市高速道路（都市高速 4 号東海線（名古屋新宝線））の建設がなされている。平成 25 年内の開通、及び事業予定地東側に港明インターチェンジ（北向き入口、南向き出口）が設置される。

(3) 水域利用

調査対象区域を流れる中川運河及び堀川は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。

出典)「名古屋港要覧 2012」(名古屋港管理組合, 平成 25 年)

(4) 交 通

① 交通網の状況

鉄道については、図 1-4-11 に示すとおりである。調査対象区域には、JR 東海（東海道新幹線）、JR 貨物（名古屋港線）及び地下鉄（名港線）が通っている。事業予定地は、地下鉄（名港線）の西側に位置し、JR 貨物（名古屋港線）を東西に挟んでいる。

バス路線については、図 1-4-12 に示すとおりである。調査対象区域には、市バス及び三重交通バスが通っている。

主要な道路網については、図 1-4-13 に示すとおりである。調査対象区域には、一般国道の 23 号及び 154 号、主要市道の東海橋線、江川線及び名古屋環状線、一般市道の運河西線、運河東線及び港楽木場町線が通っている。

出典)「中京圏鉄道網図」(愛知県, 平成 24 年)
「名古屋市地図ナビ」(名古屋市交通局ホームページ)
「名鉄バス路線図」(名鉄株式会社ホームページ)
「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)
「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)
「名古屋市交通量図(平成 22 年度)」(名古屋市ホームページ)
「名古屋高速道路ミニマップ」(名古屋高速道路公社ホームページ)

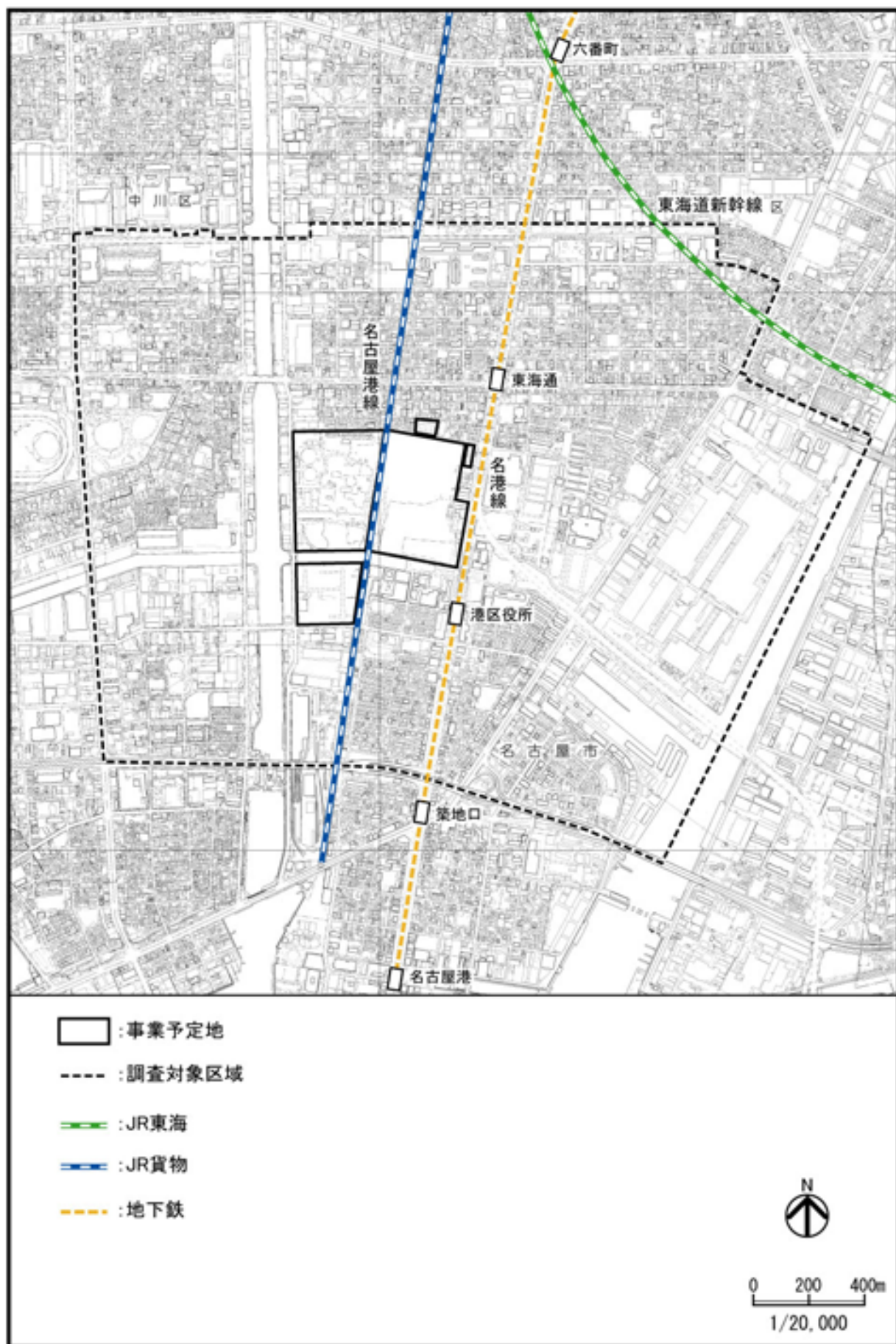


図 1-4-11 鉄道網図



図 1-4-12 バス路線図



図 1-4-13 主要道路網図

② 道路交通の状況

ア 既存資料調査

調査対象区域及びその周辺における 7～19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表 1-4-5、図 1-4-14 及び図 1-4-15 に示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺における自動車交通量は、平日では一般国道 23 号（No. ①）が最も多く約 53,000 台/12 時間、休日では、調査が行われている No. ②～⑥の地点の中では名古屋環状線（No. ③）が最も多く約 26,000 台/12 時間である。事業予定地に隣接する江川線（No. ⑤）の自動車交通量は、平日が約 15,000 台/12 時間、休日が約 13,000 台/12 時間である。

調査対象区域及びその周辺における歩行者交通量は、平日では東海橋線（No. ⑥）が最も多く、次いで事業予定地に隣接する江川線（No. ⑤）がほぼ同じ約 1,200 人/12 時間、休日では、調査が行われている No. ②～⑥の地点の中では江川線（No. ⑤）が最も多く約 1,000 人/12 時間である。

調査対象区域及びその周辺における自転車交通量は、平日では事業予定地に隣接する江川線（No. ③）が最も多く平日で約 2,200 台/12 時間、休日では、調査が行われている No. ②～⑥の地点の中では平日と同様に江川線（No. ⑤）が最も多く約 2,100 台/12 時間である。

出典）「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市ホームページ）

表 1-4-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)
一般国道	①	一般国道23号	港区中川本町5	52,585 (－)	39 (－)	57 (－)
	②	一般国道154号	熱田区南一番町	19,855 (16,632)	303 (230)	1,699 (836)
主要市道	③	名古屋環状線	中川区小碓通五丁目	27,635 (25,611)	445 (489)	1,475 (1,042)
	④		港区砂美町	26,977 (24,625)	90 (241)	256 (864)
	⑤	江川線	港区港明二丁目	14,803 (12,871)	1,161 (1,032)	2,236 (2,107)
	⑥	東海橋線	港区東海通四丁目	24,175 (18,090)	1,166 (679)	1,935 (1,287)
一般市道	⑦	運河西線	港区新船町一丁目	10,760 (－)	179 (－)	452 (－)
	⑧	運河東線	中川区玉川町三丁目	11,157 (－)	66 (－)	277 (－)
	⑨	港楽木場町線	港区千年三丁目	7,151 (－)	1,004 (－)	1,036 (－)

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。



図 1-4-14 自動車断面交通量



図 1-4-15 歩行者及び自転車断面交通量

イ 交通検討調査

本事業を計画する上で、事業者が交通検討のため、基礎資料を得ることを目的として、事業予定地周辺において、交通実態調査を行った。(資料13-1(資料編p.773)参照)

事業予定地周辺の主な区間における7～19時の12時間自動車交通量は、表1-4-6及び図1-4-16に示すとおりである。

これによると、平日では、区間Eの交通量が最も多く約26,000台/12時間、休日では、区間Aの交通量が最も多く約24,000台/12時間である。大型車混入率は、平日が約2～41%、休日が約1～8%である。

表 1-4-6 自動車交通量調査結果

単位:台/12時間

区間 記号	車種 区分	平 日 (平成23年4月21日(木))			休 日 (平成23年4月24日(日))			交通量比 (休日/平日)	
		車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別 交通量	合計	大型車 混入率	車種別	合計
A	大型車	5,495	24,557	22.4%	1,180	23,827	5.0%	0.21	0.97
	小型車	19,062			22,647			1.19	
B	大型車	2,257	10,221	22.1%	357	8,838	4.0%	0.16	0.86
	小型車	7,964			8,481			1.06	
C	大型車	1,750	15,375	11.4%	504	14,941	3.4%	0.29	0.97
	小型車	13,625			14,437			1.06	
D	大型車	3,459	25,934	13.3%	708	20,122	3.5%	0.20	0.78
	小型車	22,475			19,414			0.86	
E	大型車	3,589	26,368	13.6%	876	20,002	4.4%	0.24	0.76
	小型車	22,779			19,126			0.84	
F	大型車	3,277	24,475	13.4%	833	17,610	4.7%	0.25	0.72
	小型車	21,198			16,777			0.79	
G	大型車	2,852	21,818	13.1%	542	14,946	3.6%	0.19	0.69
	小型車	18,966			14,404			0.76	
H	大型車	5,632	23,954	23.5%	1,103	23,571	4.7%	0.20	0.98
	小型車	18,322			22,468			1.23	
I	大型車	1,947	7,792	25.0%	220	5,539	4.0%	0.11	0.71
	小型車	5,845			5,319			0.91	
J	大型車	1,944	16,146	12.0%	692	15,746	4.4%	0.36	0.98
	小型車	14,202			15,054			1.06	
K	大型車	2,063	7,474	27.6%	233	5,296	4.4%	0.11	0.71
	小型車	5,411			5,063			0.94	
L	大型車	1,654	13,505	12.2%	697	13,179	5.3%	0.42	0.98
	小型車	11,851			12,482			1.05	
M	大型車	1,492	12,803	11.7%	602	13,059	4.6%	0.40	1.02
	小型車	11,311			12,457			1.10	
N	大型車	1,397	12,393	11.3%	505	12,696	4.0%	0.36	1.02
	小型車	10,996			12,191			1.11	
O	大型車	828	7,557	11.0%	197	8,886	2.2%	0.24	1.18
	小型車	6,729			8,689			1.29	
P	大型車	809	9,845	8.2%	137	8,952	1.5%	0.17	0.91
	小型車	9,036			8,815			0.98	
Q	大型車	218	9,617	2.3%	56	8,507	0.7%	0.26	0.88
	小型車	9,399			8,451			0.90	
R	大型車	475	6,581	7.2%	80	5,763	1.4%	0.17	0.88
	小型車	6,106			5,683			0.93	
S	大型車	5,593	21,092	26.5%	1,034	19,695	5.3%	0.18	0.93
	小型車	15,499			18,661			1.20	
T	大型車	1,768	4,315	41.0%	193	2,470	7.8%	0.11	0.57
	小型車	2,547			2,277			0.89	
U	大型車	1,584	11,034	14.4%	544	11,155	4.9%	0.34	1.01
	小型車	9,450			10,611			1.12	

注)1:区間記号は、図1-4-13の区間位置を示す。

2:交通量は、隣接する両側の交差点位置にて測定した断面交通量の平均を示す。ただし、区間A～D、G、M及びP～Sについては、一つの交差点位置にて測定した断面交通量を示す。



図 1-4-16 事業予定地周辺の自動車交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 23 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-7 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、東海通駅が約 240 万人/年、港区役所駅が約 120 万人/年である。

出典)「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 25 年)

表 1-4-7 駅別乗車人員

単位:人/年

地下鉄名港線	
東海通駅	港区役所駅
2,444,649	1,192,325

(5) 地域社会等

① 学校、病院、コミュニティ施設等

調査対象区域には、図 1-4-17 に示すとおり、小学校が 4 箇所、中学校が 2 箇所、特別支援学校が 1 箇所、専修学校が 2 箇所、保育所が 8 箇所、福祉関係施設が 11 箇所、保健所が 1 箇所、病院が 2 箇所、図書館が 1 箇所、文化・スポーツ施設が 4 箇所、集会施設が 3 箇所及びどんぐり広場・児童遊園地が 5 箇所ある。

また、調査対象区域には、図 1-4-18 に示すとおり、都市計画公園が 8 箇所及び都市計画緑地が 2 箇所ある。

出典)「病院名簿(平成 24 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「なごやの健康福祉 2013」(名古屋市ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「港区の暮らしの情報」(名古屋市港区ホームページ)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

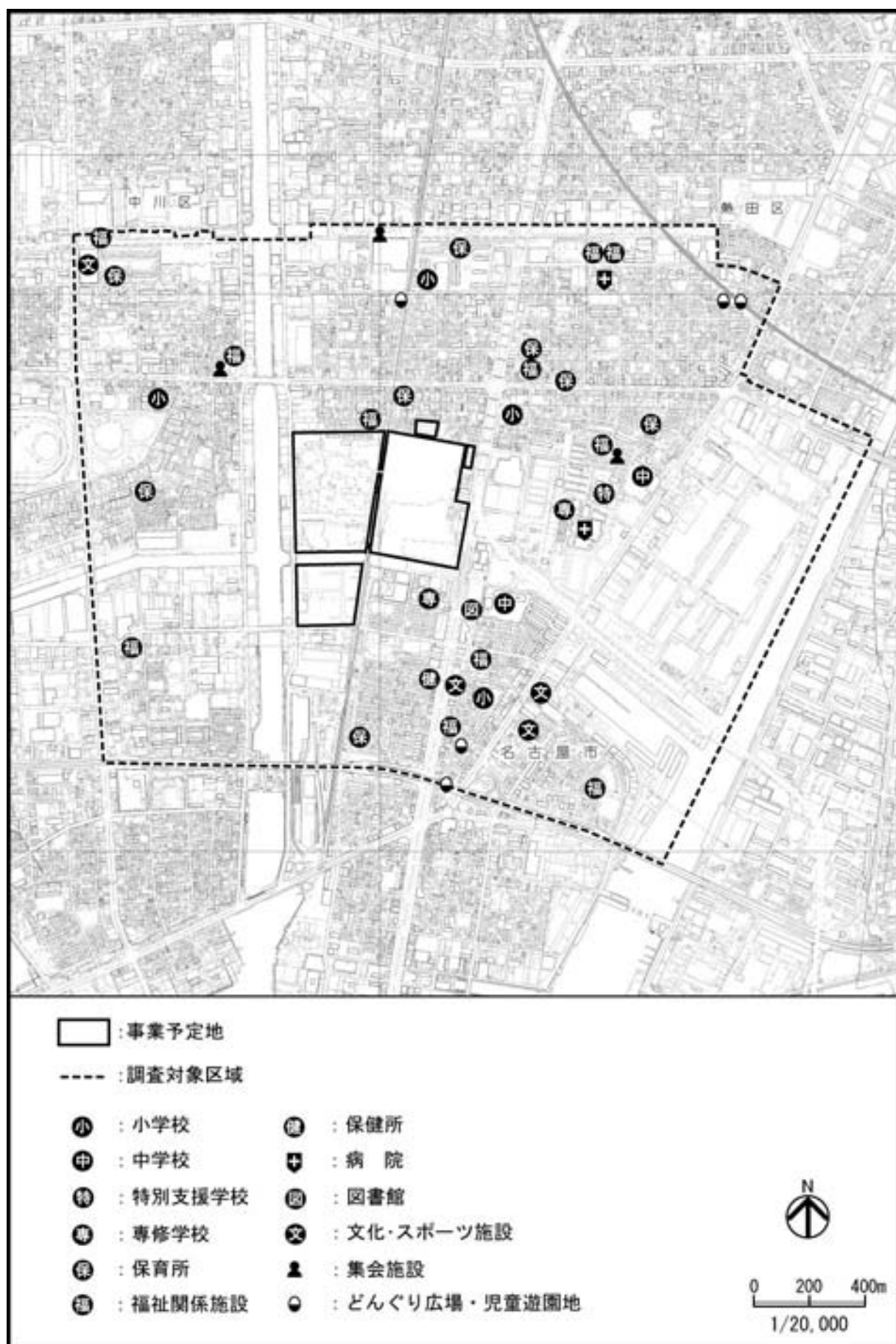


図 1-4-17 学校、病院、コミュニティ施設等位置図

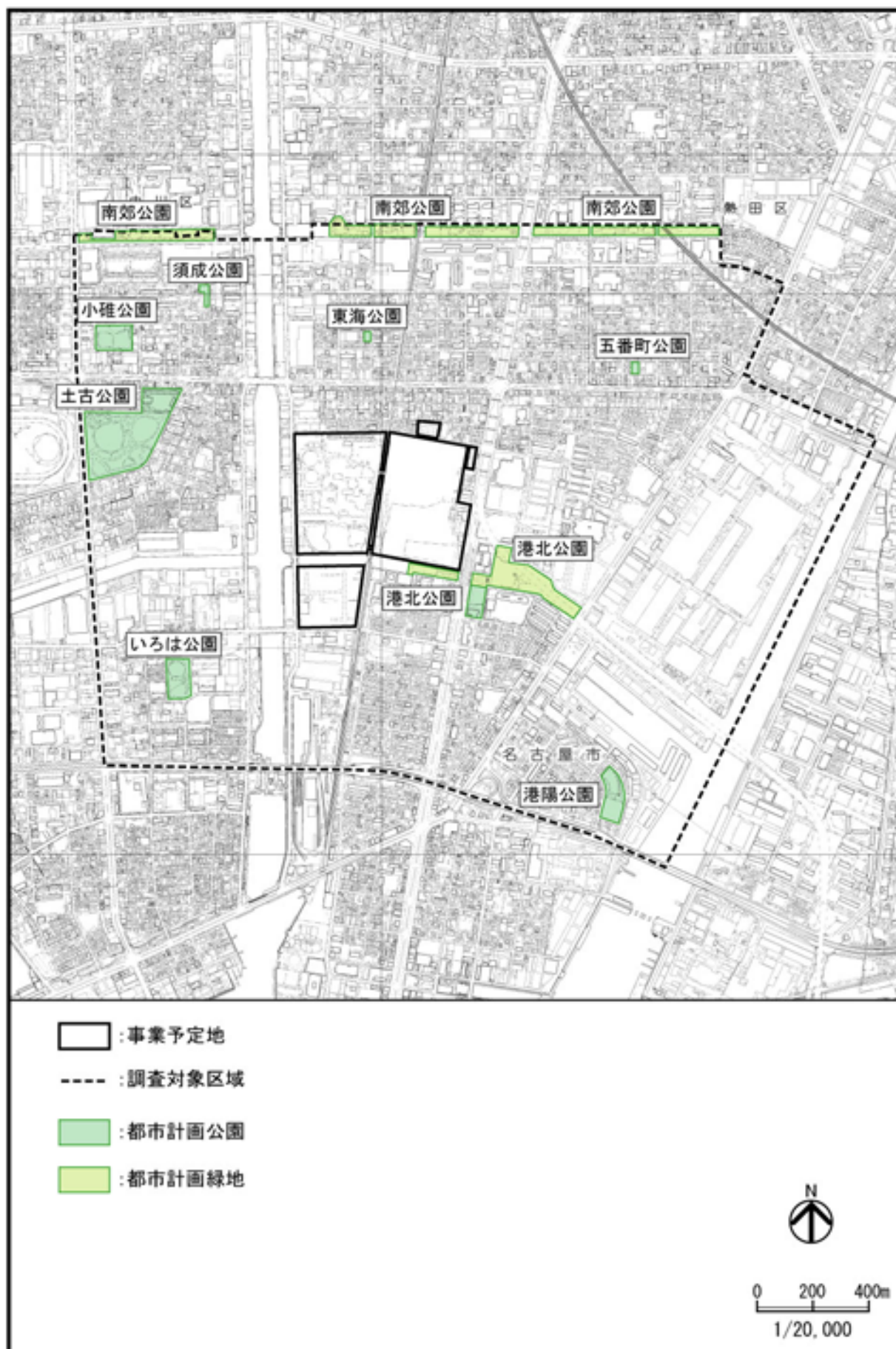


図 1-4-18 都市計画公園及び都市計画緑地位置図

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財はない。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ホームページ）

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 24 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は 99.0%（平成 24 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 24 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 25 年）

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 23 年度のごみ処理量（市収集量及び自己搬入量）は 621,368 トンであり、前年度と比べ約 0.1%減少している。また、資源収集量は 71,491 トンであり、前年度と比べ約 10.5%減少している。

上記に示したごみ処理量及び資源収集量のうち、名古屋市が収集した種類毎の量は、表 1-4-8 に示すとおりである。

出典）「事業概要（平成 24 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 1-4-8 ごみ及び資源収集量（平成 23 年度）

単位:トン						
区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	390,649 (79.1%)	21,860 (4.4%)	8,120 (1.6%)	1,800 (0.4%)	71,491 (14.5%)	493,920 (100.0%)
港 区	26,117 (79.4%)	1,466 (4.5%)	450 (1.4%)	306 (0.9%)	4,559 (13.9%)	32,898 (100.0%)
熱田区	10,806 (77.3%)	640 (4.6%)	232 (1.7%)	26 (0.2%)	2,274 (16.3%)	13,978 (100.0%)

注)1: ()内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

2: 「環境美化収集」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）×100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料 2－1（資料編 p.63）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料 2－2（資料編 p.65）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 2－3（資料編 p.66）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壌汚染（資料 2－4（資料編 p.73）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 2－5（資料編 p.74）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質（資料 2－6（資料編 p.75）参照）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料 2－7（資料編 p.80）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料 2－8（資料編 p.84）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水について全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。なお、平成 24 年 6 月に有害物質を使用・貯蔵等する施設設置者に対し、地下浸透防止のための構造・設備の方法に関する基準の遵守、規定等が新たに設けられた。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

「名古屋市環境保全条例」に基づき、小規模工場等からの排水水については、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事に伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。（資料 2－9（資料編 p.87）参照）

(カ) 地 盤（資料 2－10（資料編 p.88）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm² を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されており、調査対象区域の一部は、同法に基づく規制がなされている。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると名古屋市長が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地（3,000m²以上）の形質の変更時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置状況等の地歴調査結果を、市長に報告しなければならない。

なお、事業予定地は、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 23 年 9 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照（資料 2－1 1（資料編 p. 89）参照）

事業予定地北側の用途地域は、第一種住居地域、商業地域及び工業専用地域であり、このうち第一種住居地域は、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域に該当する。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化（資料 2－1 2（資料編 p. 92）参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、工業地域については、敷地面積 300m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 15%以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

7) 建築物環境配慮指針

「名古屋市建築物環境配慮指針」（平成 23 年名古屋市告示 139 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kℓ以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

(ス) その他

工場等から発生する公害の防止を図るために、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和 46 年法律第 107 号）では、特定工場の規模に応じて、同法に定める資格を有する公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、届け出なければならないことなどが義務付けられている。また、「愛知県生活環境保全条例」では、法による公害防止組織の整備を補完するため、特定工場等（法対象の特定工場を除く）に対して、同条例に定める資格を有する公害防止担当者を選任し、届け出なければならないことなどが義務付けられている。

② 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとに manifests を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定され、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標は、コンクリート塊 100%、アスファルト・コンクリート塊 100%、建設発生木材 95%となっている。

なお、事業予定地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域に指定されていない。

③ 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 1-4-19 に示すとおり、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく準防火地域に指定されている。

⑤ 危険物等関係法令

危険物等については、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）において、製造、販売、貯蔵及び使用する危険物が、「毒物及び劇物取締法」（昭和 25 年法律第 303 号）において、毒物、劇物及び特定毒物が、「高圧ガス保安法」（昭和 26 年法律第 204 号）において、製造、販売、貯蔵及び使用する高圧ガスの規定が定められている。

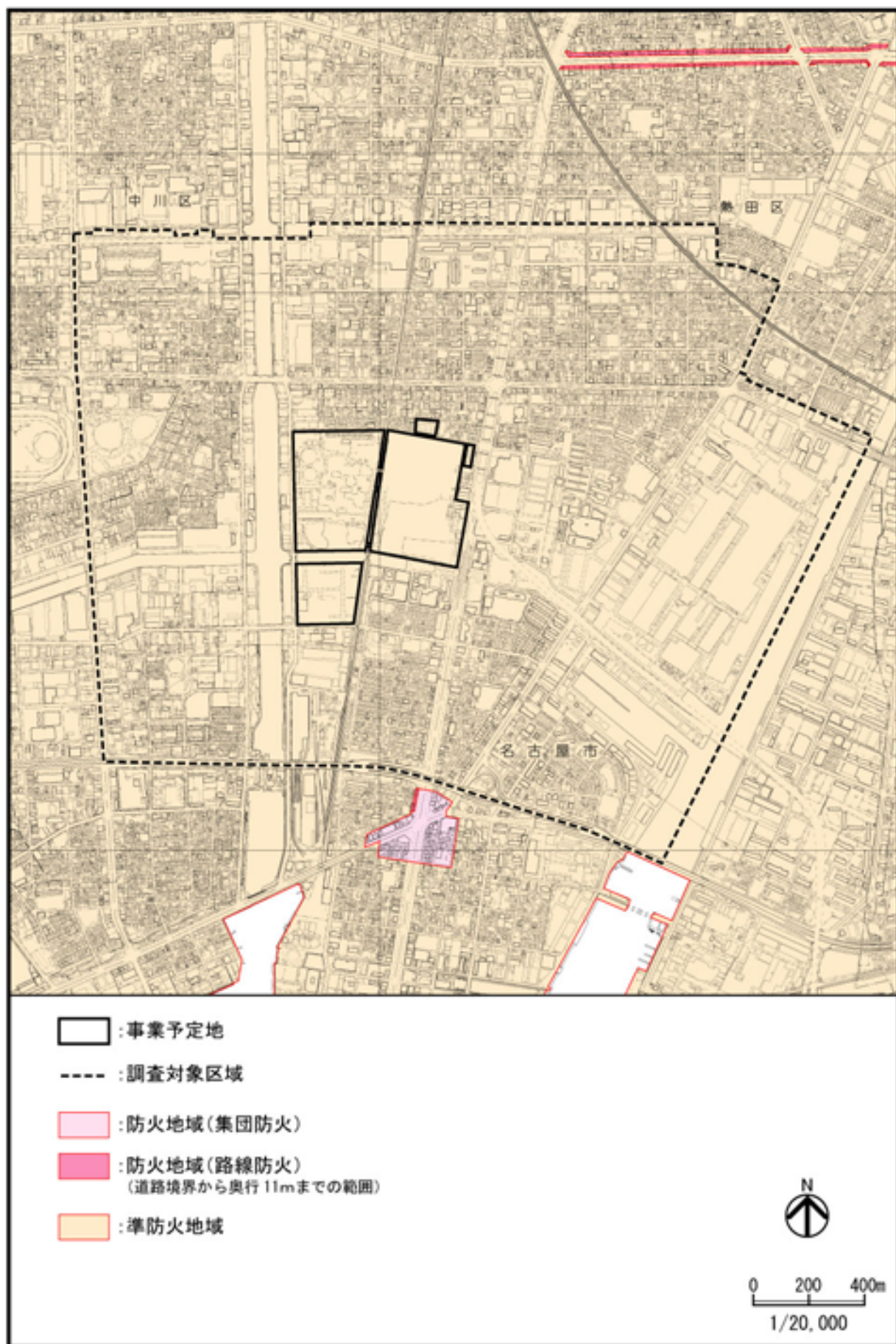


図 1-4-19 防火地域及び準防火地域の指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 1-4-9 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表1-4-9 第3次名古屋環境基本計画の施策

2020年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、ともに創る環境首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

④ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

⑤ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

⑥ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑦ 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

⑧ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。